

平成30年
8月から

紙類の資源回収品目に新たに ざつがみ 「雑紙」が加わりました!

従来、新聞・雑誌・牛乳等の紙パック・段ボールの4品目を紙資源として回収していましたが、ごみの減量化・資源化をさらに進めるため、「雑紙」を新たに回収しています。

1. 雑紙とはどういったもの??

例 包装紙、紙袋、お菓子やティッシュの箱、缶飲料の詰め合わせパック、カレンダー など



注 回収できないもの

- 感熱紙など特殊加工されているもの
- ピザ箱など食品の汚れがついているもの
- シュレッダー処理（裁断）したもの
- 個人情報特定されるもの

2. 雑紙の出し方は??

回収時に飛散しないように、雑紙そのものをひもで縛るか、紙袋に入れてひもで縛ってください。（ガムテープ留めも可）
また雑誌と一緒にまとめてひもで縛っていただいてもかまいません。



雑紙そのものを紐で十字に縛る



紙袋にまとめて入れて紐で縛るか、ガムテープ留めとする（ホチキス留めは不可）

注

ラップ類の切り口の金属部分やティッシュの取り口のナイロン部分など紙以外の部分は取り除いてください。

3. 雑紙はいつ出すの??

毎月1回の紙資源収集日に出してください。

問 環境課 TEL 21 - 0259